

経理・人事部門の基本有用情報

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： インセンティブ制度（協会けんぽ）

協会けんぽでは平成30年度よりインセンティブ（報奨金）制度が導入されています。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県支部ごとの『健康保険料率』に反映させるものです。

インセンティブ制度の概要

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込んで計算。
- ② 各支部の評価指標（次項目参照）の実績に応じて得点をつける。その得点をランキングづけし、47支部中上位23支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げる。

保険料計算例：標準報酬月額30万円、保険料率10.0%の支部の場合（保険料額は労使折半前の金額）

<制度導入前>

$$30 \text{ 万円} \times 10.0\% = 30,000 \text{ 円}$$

<財源分保険料率が0.01%で、報奨金による保険料率の減算がない場合>

$$30 \text{ 万円} \times (10.00\% + 0.01\%) = 30,030 \text{ 円}$$

制度導入前との差 1か月 +30円 年間 +360円

<財源分保険料率が0.01%で、報奨金による保険料率の減算が0.1%であった場合>

$$30 \text{ 万円} \times \{ (10.00\% + 0.01\%) - 0.1\% \} = 29,730 \text{ 円}$$

制度導入前との差 1か月 ▲270円 年間 ▲3,240円

インセンティブ制度の評価指標、及び評価方法

下記1～5の取組による評価にて得点が計算され、ランキング上位に該当することにより保険料率の上昇を抑制することができます。

1. 特定健診*1等の受診率
 - ・生活習慣予防健診や特定健診を受診すること
 - ・定期健康診断の健診結果（40歳以上対象）を協会けんぽに提供すること
2. 特定保健指導*2の実施率
 - ・協会けんぽの特定保健指導を利用すること
3. 特定保健指導対象者の減少率
 - ・日常から健康的な生活習慣に取り組むこと
 - ・特定健康指導のプログラムを最後まで取組み、必要に応じて医療機関を受診すること
4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
 - ・生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者」の判定を受けた方は、医療機関を受診すること
5. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合
 - ・薬を受け取る際に、積極的にジェネリック医薬品を選択すること

※1 特定健診とは、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診断を行うこと

※2 特定保健指導とは、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、栄養管理士など）が生活習慣をサポートすること

もう少し補足！

協会けんぽ東京支部において、「健康企業宣言」を募集しています。健康企業に認定されることで、金融機関の優遇サービスを受けることができ、さらには経済産業省の「健康経営有料法人認定制度」に応募が可能となります。詳しくは以下の URL をご参照ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/cat070/collabo271210-1>